

中原区区民会議協働推進事業検討部会要領

（趣旨）

第1条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第7条に基づき設置する中原区区民会議協働推進事業検討部会（以下「協働推進事業検討部会」という。）について、条例、川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）及び中原区区民会議要綱（平成18年4月1日18川中総第195号区長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協働推進事業検討部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）中原区協働推進事業の事業評価に関すること。
- （2）中原区協働推進事業の事業企画に関すること。

（組織等）

第3条 協働推進事業検討部会は、区民会議で指名された委員によって構成する。

- 2 協働推進事業検討部会員の任期は、中原区区民会議委員の任期とする。

（正副部会長）

第4条 協働推進事業検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、協働推進事業検討部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部

会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協働推進事業検討部会は、部会長が招集し、部会長はその会議の議長となる。

2 協働推進事業検討部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 協働推進事業検討部会の庶務は、中原区役所企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、協働推進事業検討部会の運営に必要な事項は、部会長が協働推進事業検討部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。